

2022 年 10 月 6 日

岡安商事株式会社
代表取締役社長 杉本良隆
大阪府中央区北浜 2-3-8
金融商品取引業者
登録番号：近畿財務局長（金商）第 304 号
日本証券業協会加入
日本商品先物取引協会会員

弊社に対する日本商品委託者保護基金の制裁について

各位

平素は格別のお引き立てにあずかり厚く御礼申し上げます。

弊社は、先般、近畿財務局及び農林水産省、経済産業省より行政処分を受けておりますが、先般来弊社ホームページ等で予めお知らせ致しておりますとおり、当該内容に関連する事案につきまして、日本商品委託者保護基金より、同基金定款第 19 条第 2 項第 1 号の規定に基づく制裁を受けました。

本件に関連する事案につきましては、今後も他取引所等、弊社が所属している団体からの制裁又は処分を受ける場合もございます。

本件に関連する事案に関しまして、お客様をはじめ関係者のみなさまに大変なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

制裁の内容につきましては下記の通りとなります。経営陣ならびに社員一同が一丸となり、みなさまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なにとぞご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 制裁の内容

過怠金 1, 000 万円

2. 制裁の理由

①令和 2 年 1 月 21 日付けで基金に申し出のあった基金の特定会員になるための手続きにおいて虚偽の自己資本規制比率を用いたことは、同基金定款第 17 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

②商品先物取引法に定める純資産額規制比率及び金融商品取引法に定める自己資本規制比率について迂回融資及び劣後債の発行を行ったことにより、その比率のかさ上げを行い、不当な数値を算出し報告したことについて各々の法令違反となったことから、同基金定款第 17 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。特に当該違反行為が純資産額規制比率については平成 23 年 1 月 4 日～令和 4 年 2 月 28 日に、自己資本規制比率については平成 22 年 8 月 30 日～令和 4 年 2 月 28 日に及んでいる。

③また、弊社が基金に対し報告する月次報告書などにおいて純資産額規制比率について虚偽の報告が行われたことから、同基金定款第 17 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。特に当該違反行為は平成 23 年 1 月 4 日～令和 4 年 2 月 28 日に及んでいる。

以上

◎お問い合わせ先（平日 9：00～17：30）

岡安商事株式会社 本 社 管 理 部 0120-346-492

東京本部管理部 0120-182-461